毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和８年11月11日
水　曜　日

第5591号

目　　次

告　　示
○道路の供用開始　1
○指定障害福祉サービス事業の廃止　2
公　　告
○落札者等の公示
○物品等の売却に係る一般競争入札の実施　3
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出　5
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出　8
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧　10

告　　示

富山県告示第482号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月11日から１箇月間一般の縦覧に供する。

令和８年11月11日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

道路の種類及び路線名	区　　間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 入善朝日線	下新川郡朝日町宮崎字上ノ山 149番地28から 下新川郡朝日町宮崎字角地1461番16まで	令和８年11月12日	新川土木センター入善土木事務所

富山県告示第483号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第２項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第２号の規定により公示する。

令和８年11月11日

富山県知事　新　田　八　朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
短期入所	令和８年９月30日	1611900489	社会福祉法人海友会	射水市海王町25番地	海王ショートステイ	射水市海王町25番地

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

公　　告

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成９年富山県公営企業管理規程第２号）第10条の規定により次のとおり公示する。

令和８年11月11日

富山県知事　新　田　八　朗

１　落札に係る物品等の名称及び数量

高速液体クロマトグラフ質量分析装置　一式

２　契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県企業局経営管理課 富山市安住町２番14号

３　落札者を決定した日

令和８年10月19日

４　落札者の氏名及び住所

株式会社ケンテック　富山市婦中町西本郷 436番地52

５　落札金額

52,800,000円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　特例政令第６条の公告を行った日

令和８年８月28日

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の６第１項の規定により公告する。

令和８年11月11日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　入札に付する事項

⑴　売却物品等の名称及び数量

ノート型パソコン　689台

⑵　売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

⑶　引渡期限

令和８年12月28日　午後３時00分

⑷　引渡場所

入札説明書による。

２　入札に参加する者に必要な資格

⑴　地方自治法施行令第 167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第３項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

⑶　この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

３　競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提

出期限までに、４の⑴の機関へ直接持参するか又は郵便（４の⑶の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4　入札参加申込書の提出場所等

⑴　入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930－8501　富山市新総曲輪１番７号
富山県出納局総務会計課用度管理係
電話　076－444－3423、3424（直通）

⑵　入札説明書の交付方法

令和８年11月11日から令和８年11月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで、前記⑴の場所において希望者に無料で交付する。

⑶　入札参加申込書の提出期限

令和８年11月26日（木）　午後５時15分

5　入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6　入札及び開札の日時、場所等

⑴　入札及び開札日時

令和８年12月４日（金）　午後２時00分

⑵　入札及び開札場所　〒 930－8501　富山市新総曲輪１番７号
富山県庁入札室（本館１階）

⑶　開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7　入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8　契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9　入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

⑴　この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

⑵　この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

⑶　その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10　入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11　落札者の決定の方法

⑴　有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

⑶　入札の結果、落札となるべき入札をした者がないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12　その他

⑴　契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

⑵　入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

⑶　その他詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第５条第１項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和８年11月11日

富山県知事　新　田　八　朗

１　店舗の名称及び所在地

アイタウン富山　富山市双代町29番１　他

２　店舗を設置する者　株式会社大阪屋ショップ

３　店舗において小売業を行う者　株式会社大阪屋ショップ　ほか５

４　新設の日　令和９年９月１日

５　店舗面積の合計　5,506㎡

６　店舗の施設の配置に関する事項

⑴　駐車場の位置及び収容台数　建物敷地北側／302台、建物敷地南側／３台

⑵　駐輪場の位置及び収容台数　建物敷地北西側　ほか５箇所／95台

⑶　荷さばき施設の位置及び面積　大阪屋ショップ棟東側　ほか５箇所／263㎡

⑷　廃棄物等の保管施設の位置及び容量　大阪屋ショップ棟内南東側　ほか５箇所／37.765㎥

７　店舗の施設の運営方法に関する事項

⑴　店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前８時及び午後９時30分

⑵　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前７時45分～午後10時

⑶　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

４箇所／敷地北側２箇所、敷地東側２箇所

⑷　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時～午後10時　ほか

８　届出の日　令和８年10月26日

９　縦覧場所　富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10　縦覧期間　令和８年11月11日から令和９年３月11日まで

11　その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第８条第２項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、

縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

⑴　氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

⑵　⑴の事項の公表の可否

⑶　当該店舗の名称及び所在地

⑷　意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第５条第１項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和８年11月11日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　店舗の名称及び所在地

明文堂書店氷見店　氷見市窪344番地１　外

２　店舗を設置する者　株式会社明文堂

３　店舗において小売業を行う者　株式会社明文堂

４　新設の日　令和９年６月27日

５　店舗面積の合計　1,483㎡

６　店舗の施設の配置に関する事項

⑴　駐車場の位置及び収容台数　建物１北側／60台

⑵　駐輪場の位置及び収容台数　建物１北側／20台

⑶　荷さばき施設の位置及び面積　建物１北側／24㎡

⑷　廃棄物等の保管施設の位置及び容量　建物１内東側／7.524㎥

７　店舗の施設の運営方法に関する事項

⑴　店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前９時及び午後10時

⑵　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前８時30分～午後10時30分

⑶　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

２箇所／敷地東側１箇所、敷地西側１箇所

⑷　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時～午後９時

８　届出の日　令和８年10月26日

９　縦覧場所　富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10　縦覧期間　令和８年11月11日から令和９年３月11日まで

11　その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第８条第２項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

⑴　氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

⑵　⑴の事項の公表の可否

⑶　当該店舗の名称及び所在地

⑷　意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和８年11月11日

富山県知事　新　田　八　朗

１　店舗の名称及び所在地

いみずのショッピングタウン　射水市一条６番５　ほか28筆

２　店舗を設置する者　アルビス株式会社、住商リース株式会社

３　変更事項

⑴　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）アルビス株式会社　代表取締役社長　池田　和男　射水市流通センター水戸田３丁目４番地　ほか１

（変更後）アルビス株式会社　代表取締役社長　池田　和男　射水市流通センター水戸田３丁目４番地　ほか１

⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）アルビス株式会社　代表取締役社長　池田　和男　射水市流通センター水戸田３丁目４番地　ほか２

（変更後）アルビス株式会社　代表取締役社長　池田　和男　射水市流通センター水戸田３丁目４番地　ほか３

４　変更の日　平成17年12月１日　ほか

５　変更の理由　⑴大規模小売店舗を設置する者に変更があったため

⑵小売業者出店のため

６　届出の日　令和８年９月25日

７　縦覧場所　富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

８　縦覧期間　令和８年11月11日から令和９年３月11日まで

９　その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第８条第２項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

⑴　氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

⑵　⑴の事項の公表の可否

⑶　当該店舗の名称及び所在地

⑷　意見及びその理由

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により高岡市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和８年11月11日

富山県知事　新　田　八　朗

都市計画の種類

（種類）　富山高岡広域都市計画用途地域

令和８年11月11日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番